

提案条例説明資料

**平成30年3月
浜田市議会定例会**

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第1号
2	題名	浜田市情報公開条例及び浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、個人情報の定義の明確化が行われたこと及び要配慮個人情報の取扱いが規定されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 浜田市情報公開条例の一部改正（第1条） (1) 個人情報の定義を、浜田市個人情報保護条例に準じ、明確化する。 (2) その他規定の整理 2 浜田市個人情報保護条例の一部改正（第2条） (1) 個人情報の定義を明確化し、併せて特定の個人を識別することのできる符号が含まれるものを加える。 (2) 収集等を制限する個人情報を、「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」から「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する要配慮個人情報」に改める。 (3) その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第2号
2	題名	浜田市コミュニティー防災センター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	平成27年3月に閉校となった浜田市立上府小学校に併設されていた地元集会施設（自治公民館）を移転・新築し、消防倉庫を併設したコミュニティー防災センターとして設置することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	浜田市コミュニティー防災センターの名称及び位置について定める第2条の表に次の防災センターを加える。 (1) 名称 上府コミュニティー防災センター (2) 位置 浜田市上府町イ593番地14
5	施行期日等	平成30年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第3号
2	題名	浜田市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	防災行政無線施設（固定系無線施設）の設置に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 固定系無線施設の受信設備の設置について定める別表第1に次の5施設を加える。 （設置場所、位置）</p> <p>(1) 生湯3町内公民館付近 浜田市生湯町1137番地1</p> <p>(2) 長沢町二反田 浜田市長沢町688番地12</p> <p>(3) 西部運転免許センター付近 浜田市竹迫町2803番地1</p> <p>(4) 三階町西岡 浜田市三階町2039番地9</p> <p>(5) 石原団地 浜田市熱田町887番地41</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	平成30年4月1日（一部を除く。）

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第4号
2	題名	浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市地域公共交通再編計画に基づき、各自治区内で運行する生活路線バスの路線名、運行区間及び運行日の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 路線名の見直し（第2条関係） 旭路線のうち和田線と戸川線を統合し、戸川線とする。 2 運行区間の見直し（第2条関係） 戸川線の運行区間の見直し （見直し前） 石見今市から中戸川を経由する矢上駅までの間 （見直し後） 石見今市から中戸川を経由する泊里原までの間 3 運行日の見直し（第2条関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 金城路線及び旭路線（戸川線を除く。）において、日曜日及び祝日を運休日とする。 (2) 旭路線において、12月31日を運休日とする。 4 その他規定の整理
5	施行期日等	平成30年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	議案第5号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、一部の手数料の額の標準が平成30年4月1日から改定されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	消防法の規定に基づく申請手数料及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく申請手数料の額について、政令と同様に改定する。
5	施行期日等	1 施行期日 平成30年4月1日 2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に受け付けた申請にかかる手数料について適用し、同日前に受け付けたものについては、従前のおりとする。

提案条例説明資料

担当部名称 財務部

1	議案番号	議案第6号
2	題名	浜田市市民生活安定化基金条例
3	目的・理由	市民負担の急増の回避及び社会的弱者に対する負担の軽減を図り、もって市民生活の安定に資することを目的として「浜田市市民生活安定化基金条例」を設置するため、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものです。
4	概要	<p>1 積立て（第2条）</p> <p>(1) 企業立地等による税金、市有財産の有効活用による収入等新たに確保した自主財源の範囲内において、予算に計上する額</p> <p>(2) その他予算に計上する額</p> <p>2 管理（第3条）</p> <p>(1) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管する。</p> <p>(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>3 処分（第6条）</p> <p>基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第7号
2	題名	浜田市市有財産有効活用推進基金条例
3	目的・理由	市有財産の処分、貸付等当該財産の有効活用を推進することを目的として「浜田市市有財産有効活用推進基金」を設置するため、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものです。
4	概要	<p>1 積立て（第2条） 予算に計上する額</p> <p>2 管理（第3条） (1) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管する。 (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>3 処分（第6条） 基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第8号
2	題名	浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	乳幼児等が病院又は診療所において療養又は医療を受けた際の本人負担額に対する助成額を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 出生した日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る本人負担額に対する助成額の変更（第3条関係） （変更前） 本人負担額から医療機関等ごとに1月につき対象医療費の100分の10に相当する額（当該額が入院について2,000円を超える場合は2,000円、入院外について1,000円を超える場合は1,000円）を控除した額 （変更後） 本人負担額の全額</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成30年10月1日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第9号
2	題名	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	法律の引用条項の変更（第15条関係） （改正前）認定こども園法第3条第9項 （改正後）認定こども園法第3条第11項
5	施行期日等	平成30年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第10号
2	題名	浜田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	放課後児童クラブの新設及び定員の変更に伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 放課後児童クラブの新設（第2条関係） 杉の子第3学級放課後児童クラブ（定員40人） 2 放課後児童クラブの定員の変更（第2条関係） (1) 杉の子学級放課後児童クラブ（定員50人→40人） (2) 今市児童クラブ（定員20人→40人）
5	施行期日等	平成30年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第11号
2	題名	浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例
3	目的・理由	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日から施行されたことを踏まえ、障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して生きることができるまちの実現を目指して、基本理念並びに市、事業者及び市民の責務など、その取組に必要な基本的な事項を定めるため、条例を制定するものです。</p>
4	概要	<p>1 基本理念（第3条）</p> <p>(1) 不当な差別的取扱いのない共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられなければならない。</p> <p>(2) 社会全体で相互理解の推進と合理的配慮に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に参加できる社会を作らなければならない。</p> <p>2 市の責務（第4条）</p> <p>基本理念にのっとり、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>3 事業者の責務（第5条）</p> <p>基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 市民の責務（第6条）</p> <p>基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努め</p>

		<p>るものとする。</p> <p>5 不当な差別的取扱いの禁止（第 8 条） 何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>6 相互理解の推進（第 9 条） (1) 市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いを無くすため、障がい及び障がいのある人について相互に理解を深めなければならない。 (2) 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。</p> <p>7 合理的配慮の推進の取組（第 10 条及び第 11 条） (1) 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない。 ア 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を供用する場合 イ 意思疎通を図るとき、又は不特定多数の者に情報を提供する場合 ウ 労働者の募集、採用又は労働条件を決定する場合 エ 教育を行う場合 オ 保育を行う場合 カ 療育を行う場合 キ その他社会的障壁となつて、障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合 (2) 事業者は、前号に掲げる場合には、合理的配慮をすよう努めなければならない。 (3) 市民は、第 1 号に掲げる場合には、合理的配慮をすよう努めるものとする。 (4) 市長は、共生社会の実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する理解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすため市民の模範となる行為をしたと認める者を</p>
--	--	--

		<p>表彰することができる。</p> <p>8 差別等事案を解決するための仕組み(第 12 条—第 20 条)</p> <p>(1) 相談</p> <p>(2) あっせん</p> <p>(3) 勧告</p> <p>(4) 公表</p> <p>(5) 浜田市障がい者差別解消推進委員会の設置</p> <p>ア 所掌事項</p> <p>(ア) 差別等事案に係る調査審議</p> <p>(イ) 表彰に係る選考</p> <p>(ウ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 18 条第 1 項及び第 3 項に規定する事務</p> <p>イ 定数 10 人以内</p> <p>ウ 委嘱 不当な差別的取扱いに関し優れた識見を有する者のうちから委嘱</p> <p>エ 任期 3 年</p>
5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 平成 30 年 7 月 1 日</p> <p>2 浜田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>浜田市障がい者差別解消推進委員会委員の報酬</p> <p style="text-align: right;">日額 6,000 円</p>

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第12号																
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例																
3	目的・理由	国民健康保険事業の都道府県単位化等により国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険料の賦課基準が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。																
4	概要	<p>1 国民健康保険運営協議会委員の定数の見直し（第2条関係）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">被保険者を代表する委員</td> <td style="text-align: right;">6人⇒5人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保険医又は保険薬剤師を代表する委員</td> <td style="text-align: right;">6人⇒5人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">公益を代表する委員</td> <td style="text-align: right;">6人⇒5人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">被用者保険等保険者を代表する委員</td> <td style="text-align: right;">3人⇒2人</td> </tr> </table> <p>2 国民健康保険事業の都道府県単位化に伴う賦課基準の見直し（第14条の3、第18条の6の2及び第18条の7関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">基礎賦課総額等において、島根県に納付する「国民健康保険事業費納付金」等を算定の基礎とする見直し</p> <p>3 保険料の基礎賦課限度額の改正（第18条の6関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">54万円⇒58万円</p> <p>4 低所得者に対する保険料軽減措置の対象の拡大（第22条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 5割軽減対象の拡大</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">改正前</td> <td style="padding-left: 20px;">基準額 = 33万円 + 27万円 × 被保険者数</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">改正後</td> <td style="padding-left: 20px;">基準額 = 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">(2) 2割軽減対象の拡大</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">改正前</td> <td style="padding-left: 20px;">基準額 = 33万円 + 49万円 × 被保険者数</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">改正後</td> <td style="padding-left: 20px;">基準額 = 33万円 + 50万円 × 被保険者数</td> </tr> </table>	被保険者を代表する委員	6人⇒5人	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	6人⇒5人	公益を代表する委員	6人⇒5人	被用者保険等保険者を代表する委員	3人⇒2人	改正前	基準額 = 33万円 + 27万円 × 被保険者数	改正後	基準額 = 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数	改正前	基準額 = 33万円 + 49万円 × 被保険者数	改正後	基準額 = 33万円 + 50万円 × 被保険者数
被保険者を代表する委員	6人⇒5人																	
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	6人⇒5人																	
公益を代表する委員	6人⇒5人																	
被用者保険等保険者を代表する委員	3人⇒2人																	
改正前	基準額 = 33万円 + 27万円 × 被保険者数																	
改正後	基準額 = 33万円 + 27.5万円 × 被保険者数																	
改正前	基準額 = 33万円 + 49万円 × 被保険者数																	
改正後	基準額 = 33万円 + 50万円 × 被保険者数																	
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成30年4月1日。ただし、国民健康保険運営協議会委員の定数の見直しに係る改正については、平成31年11月1日</p> <p>2 経過措置 改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>																

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	議案第13号
2	題名	浜田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、住所地特例の見直しがされたことに伴い、所要の改正を行なうものです。
4	概要	<p>1 住所地特例の見直し（第3条関係）</p> <p>国民健康保険の被保険者のうち、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて市内に住所を有するとみなされたものが後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、市内に住所を有するものとみなして後期高齢者医療の被保険者となる旨の規定を加える。</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	平成30年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 地域政策部

1	議案番号	議案第14号
2	題名	浜田市地域集会施設等条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	地元自治会への無償貸与を予定している集会施設を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 別表から次の集会施設を削る。</p> <p>(1) 本郷生活改善センター（浜田市旭町本郷801番地）</p> <p>(2) 来尾集会所（浜田市旭町来尾564番地4）</p> <p>(3) 多目的研修集会施設越木集会所 （浜田市旭町市木3844番地1）</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	平成30年4月1日（一部を除く。）
6	備考	<p>1 本郷生活改善センターの建物は本郷自治会に、来尾集会所及び多目的研修集会施設越木集会所の建物は市木自治会に無償貸与する予定です。</p> <p>2 無償貸与後の維持管理は、各自治会が行います。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第15号		
2	題名	浜田市林業地域給水施設条例を廃止する条例		
3	目的・理由	平成29年12月末をもって林業地域給水施設による給水を簡易水道施設による給水に切り替えたことに伴い、林業地域給水施設が不要となったため、当該施設の設置及び管理について定める条例を廃止するものです。		
4	概要	浜田市林業地域給水施設条例は、廃止する。 (施設の表示)		
		名称	位置	区域
		用排水施設	浜田市弥栄町小坂 906 番地 1	小坂の一部
			浜田市弥栄町小坂 968 番地 1	
	浜田市弥栄町栃木 50 番地	栃木の一部		
5	施行期日等	公布の日		
6	備考	用途廃止後の施設は、解体する予定です。		

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第16号
2	題名	浜田市広島PRセンター条例を廃止する条例
3	目的・理由	浜田市広島PRセンターと広島市場開拓室を統合することに伴い、浜田市広島PRセンターの設置について定める条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市広島PRセンター条例は、廃止する。 (1) 名称 浜田市広島PRセンター (2) 位置 広島市中区基町5番44号
5	施行期日等	平成30年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第17号																									
2	題名	浜田市美又温泉会館条例の一部を改正する条例																									
3	目的・理由	他施設との入湯料の均衡を図ること及び安定的な施設運営を行うことを目的として入湯料の改定を行うこと等に伴い、所要の改正を行うものです。																									
4	概要	<p>1 入湯料の改定（別表第1関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大人（高校生以上）</td> <td>1回券</td> <td>250円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>2,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>定期券</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小中学生</td> <td>1回券</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>定期券</td> <td>900円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 休憩室の使用料の区分の追加（別表第2関係） 休憩室（大室）の使用料に個人使用の場合の使用料（360円／人・回）を加える。</p> <p>3 その他規定の整理</p>		区分		改定前	改定後	大人（高校生以上）	1回券	250円	350円	回数券	2,500円	3,500円	定期券	1,800円	3,500円	小中学生	1回券	150円	200円	回数券	1,500円	2,000円	定期券	900円	1,500円
区分		改定前	改定後																								
大人（高校生以上）	1回券	250円	350円																								
	回数券	2,500円	3,500円																								
	定期券	1,800円	3,500円																								
小中学生	1回券	150円	200円																								
	回数券	1,500円	2,000円																								
	定期券	900円	1,500円																								
5	施行期日等	平成30年10月1日（一部を除く。）																									

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第18号
2	題名	浜田市都市公園条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	都市公園法施行令の一部が改正され、公園施設に関する制限について条例で定めることとなったことに伴い、これを従来どおり同施行令の参酌基準と同じ割合と定めるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	公園施設に関する制限等（第3条の7） 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。
5	施行期日等	公布の日
6	備考	都市公園法施行令の改正規定の施行の日（平成29年6月15日）から起算して1年を超えない期間を限度として、市が条例で割合を定めるまでの間は、条例で定める割合として100分の50が定められているものとみなされています。

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第19号
2	題名	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	公営住宅法の一部が改正され、認知症等で入居者が収入申告をすること等が困難な場合には、事業主体が必要な書類を閲覧すること等により把握した当該入居者の収入に基づき、家賃を定めることができることとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 収入申告義務の緩和（第15条及び第31条関係） 入居者が認知症患者等であって、収入を申告すること等が困難な事情にあるときは、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法等により収入額を認定し、家賃を定めることができることとする。</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日